

厚生労働省「老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」の取り組みについて

株式会社三菱ケミカルリサーチ

○調査対象設備案

以下の設備等であって、設置から30年以上経過したもの。

- ・ 事業場内設置の設備・施設に付属する運転室、通路、昇降設備等（支持構造物との接合部を含む。）。
- ・ 労働者が通常作業で立ち入る場所に設置されており、設備の劣化により、労働災害が発生する可能性のある生産設備等（高圧ガス・石炭法・消防法等による法定検査・点検が行われている設備等は除く。）。

○取り組み案

①専門家委員会、分科会の委員選任

- ・ 学識経験者、業界団体に選任依頼中。

②専門家委員会（5回）の開催、分科会（3回）の開催

- ・ 7月初旬を目途に第1回専門家委員会を調整予定。

③通信調査票（アンケート）の作成

- ・ 専門家委員会、分科会で検討する。
- ・ 内容が確定した後にアンケート調査を開始する予定。

④実地調査

- ・ 通信調査、業界団体の推薦をもとに専門家委員会で検討して決定する。

⑤分析

- ・ ③通信調査票（アンケート）、④実地調査の結果について分析を実施する。

⑥報告書及びパンフレットの作成

- ・ 調査結果を踏まえて、報告書、パンフレットを作成する。

以上